

男鹿市告示第21号

男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月19日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付要綱（令和6年男鹿市告示第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略) (経過措置)</p> <p>4 令和6年度中にスマートフォンを購入した者については、令和7年7月31日までに申請することで、交付の対象とする。</p> <p><u>5 令和7年度中にスマートフォンを購入した者については、令和8年7月31日までに申請することで、交付の</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略) (経過措置)</p> <p>4 令和6年度中にスマートフォンを購入した者については、令和7年7月31日までに申請することで、交付の対象とする。</p>

改正後	改正前
<u>対象とする。</u>	

附 則

この告示は、令和8年3月19日から施行する。